

茨木市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2 郵便入札の対象案件は、入札公告において指定するものとする。

(入札書の郵送)

第3 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書、積算内訳書及びその他公告で指定する書類（以下「入札書等」という。）に必要な事項を記入し、記名押印した上で、郵便局株式会社茨木市役所内郵便局留の一般書留又は簡易書留の方法により、公告において指定する日を配達日として郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。

(1) 本市の指定する外封筒及び中封筒を用いること。

(2) 入札書に記載する日付は、公告に示された開札日とする。

(3) 中封筒には入札書及び積算内訳書を入れ、開札日、案件番号、工事名、入札参加者名を記入し、封印すること。

(4) 外封筒には前号の中封筒及び公告において提出を求めた書類を入れ、開札日、案件番号、工事名、入札参加者名を記入し、封印すること。

3 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

4 入札書等郵送後の辞退は、開札日の前日までに書面により申し出を行うものとする。

(入札回数)

第4 入札回数は1回とする。

(入札の無効)

第5 茨木市建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要綱第10に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書に記載した金額を加除訂正したもの及び氏名又は押印のないもの

(2) 指定された方法以外で郵送された入札

(3) 公告において指定した日を過ぎて到達した入札

(4) 積算内訳書が同封されていない入札

(5) 入札書と積算内訳書のコピー金額が異なる入札

(6) 設計図書購入確認書が同封されていない入札

(入札の中止)

第6 契約担当課長は、郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(立会人)

第7 立会人の選任は、入札参加申請者で公告において指定した期間内に、立会人申込書をファクシミリにより送信した者の中から、受信順に2名を選任するものとする。

2 前項の規定による入札の立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者とする。

3 立会人がいない場合又は欠席した場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

4 選任された立会人に対しては、電話により連絡するものとする。

5 立会人が代理人の場合は、立会人委任状を必要とする。

(立会人の職務)

第8 立会人の職務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 外封筒及び中封筒が開封されていないことの確認

(2) くじを行う際の2桁の乱数の決定

(3) くじ用業者番号の決定

2 立会人は、開札が公正に行われたことを証する立会人署名簿へ署名・捺印を行う。

(くじによる落札候補者の決定方法)

第9 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合は、次の各号により決定する。

(1) 入札参加者は、あらかじめ入札書のくじ用数字記入欄の3桁の数字を記載する。

(2) 立会人により2桁の乱数を決定する。

(3) 立会人により、くじ用業者番号に業者番号を付ける。(0 . 1 . 2 . . .)

(4) 同額入札者が記載した(1)の数字の合計に(2)の乱数を加え、同額入札者の数で除し、余りの数字と(3)で付番した番号が合致した者を落札候補者とする。

(5) くじ用数字記入欄に数字が記載されていないものは0とみなす。

(入札結果の公表)

第10 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに、入札結果をホームページ及び情報ルームにて公表するものとする。

(異議の申立)

第11 郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。